

所 管 事 項 調 査

目次	ページ
1 組 織	2 ～ 3
2 事 務 分 掌	4
3 所 管 事 務 の 現 況 等	5 ～ 7
4 選 挙 啓 発 事 業 の 概 要	8 ～ 9
5 令 和 7 年 度 か ら の 新 た な 取 り 組 み	10 ～ 11

選挙管理委員会

令和 7 年 6 月

1 組織

選挙管理委員会は、公正な選挙を行うため、長から独立した機関として置かれるもので、議会において選出された４人の委員により構成されており、委員会に関する事務を処理するため、事務局が設置されている。

(１) 選挙管理委員会

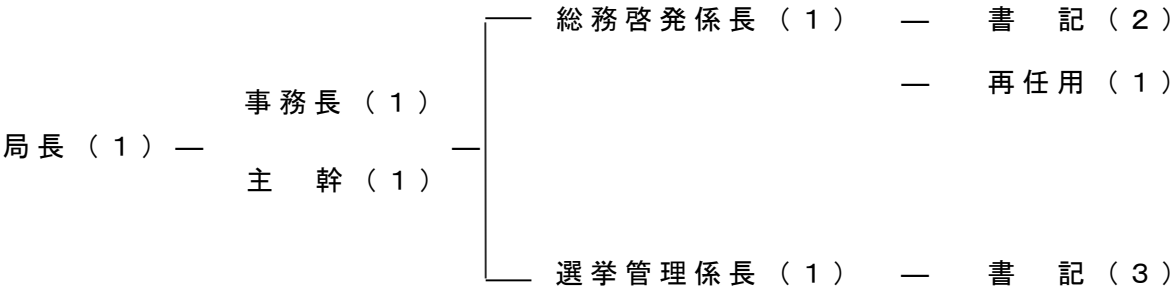
ア 公正中立の執行機関

イ 議会選出４人の委員構成による委員会制（補充員として委員と同数の４人を選出）

任期４年（令和９年１２月２４日まで）

職 名	氏 名	任 期
委 員 長	國 弘 達 夫	令和５年１２月２５日～令和９年１２月２４日
委員長職務代理者	奥 村 修 計	令和５年１２月２５日～令和９年１２月２４日
委 員	岩 田 純 一	令和５年１２月２５日～令和９年１２月２４日
委 員	西 田 実 伸	令和５年１２月２５日～令和９年１２月２４日

(2) 事務局 (2 係制 現員 1 1 人) (令和 7 年 4 月 1 日現在)



職 名	氏 名
局 長	西 原 政 彦
事 務 長	深 山 徹 哉
主 幹	山 野 貴 之
総務啓発係長	山 崎 弘 樹
選挙管理係長	名 切 健

2 事務分掌

総務啓発係

- (1) 委員会に關すること。
- (2) 職員の人事、給与、服務等に關すること。
- (3) 予算の經理に關すること。
- (4) 公印の管理に關すること。
- (5) 委員会の規程の制定改廢に關すること。
- (6) 文書の收受、發送及び保存に關すること。
- (7) 選挙争訟に關すること。
- (8) 選挙の啓発、周知等に關すること。
- (9) 選挙運動及び政治活動に關すること。
- (10) 候補者及び当選人に關すること。
- (11) 選挙の公営に關すること。
- (12) 投票区及び投票所に關すること。
- (13) その他選挙関係事項の指導に關すること。
- (14) 他の係の所管に属しないこと。

選挙管理係

- (1) 有権者の資格調査に關すること。
- (2) 各種選挙人名簿に關すること。
- (3) 各種選挙の管理執行に關すること。
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査に關すること。
- (5) 直接請求に關すること。
- (6) 裁判員制度に關すること。
- (7) 検察審査会に關すること。
- (8) 国民投票に關すること。
- (9) 住民投票に關すること。
- (10) 選挙制度の調査研究に關すること。

3 所管事務の現況等

(1)「公職選挙法」に基づく事務事業

ア 選挙に関する事務の管理

衆議院小選挙区選出議員選挙

衆議院比例代表選出議員選挙

参議院選挙区選出議員選挙

参議院比例代表選出議員選挙

長崎県知事選挙

長崎県議会議員選挙

長崎市長選挙

長崎市議会議員選挙

イ 選挙人名簿の調製

登録者数（令和7年6月2日現在）

332,861人

ウ 投票管理者、投票立会人及び開票管理者の選任

エ 投・開票所の事前調査、投票区の設定

オ 選挙運動及び政治活動に関する指導

カ 明るい選挙推進事業の実践

(2) 地方自治法その他の法令に基づく事務事業

ア 「最高裁判所裁判官国民審査法」に基づく国民審査

最高裁判所裁判官の任命後、初めて行われる衆議院議員総選挙の際に実施（１０年経過後再審査）

イ 「検察審査会法」に基づく検察審査員候補者予定者の選定事務

（ア）毎年９月１日までに、検察審査会事務局から選挙管理委員会へ翌年に必要な員数が割り当てられる。

（イ）この割り当てられた員数を、選挙管理委員会は毎年９月１日調製の選挙人名簿登録者の中から、選考プログラムによりくじで選定する。

（ウ）検察審査員候補者予定者に選定された選挙人の氏名、住所、生年月日を記載した名簿を調製して、毎年１０月１５日までに検察審査会事務局へ送付する。

ウ 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく裁判員候補者予定者の選定事務

（ア）毎年９月１日までに、地方裁判所から選挙管理委員会へ翌年に必要な員数が割り当てられる。

（イ）この割り当てられた員数を、選挙管理委員会は毎年９月１日調製の選挙人名簿登録者の中から、選考プログラムによりくじで選定する。

（ウ）裁判員候補者予定者に選定された選挙人の氏名、住所、生年月日を記載した名簿を調製して、毎年１０月１５日までに地方裁判所へ送付する。

エ 直接請求に関する署名審査事務

地方自治法が定める直接請求は、普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者が一定の連署をもって、そ

の代表者から請求をすることができる。

選挙管理委員会は、署名簿を受理した日から２０日以内に署名簿について審査し、署名の有効・無効を決定する。

このほか、他の法律及び本市の条例によって、これらと同種の制度が認められているものに、次のものがある。

オ 特別法の住民投票事務

地方自治法第２６１条に基づく特別法の住民投票の事務を行う。

カ 「日本国憲法の改正手続に関する法律」に基づく国民投票の執行に関する事務

キ 「長崎市住民投票条例」に基づく住民投票の執行に関する事務

4 選挙啓発事業の概要

(平常時)

事業名	事業概要
こども投票の実施	子どもを対象に、小さいころから選挙を身近に感じてもらうような場を設け、選挙に興味を持ってもらうため、模擬投票を実施する。
出前授業、模擬選挙の実施	選挙に対する意識啓発を図るため、中学生を対象に、投票を体験できる模擬選挙や高校生を対象に、講話等を実施する。
啓発ポスターコンクールの実施	選挙に対する意識啓発を図るため、小・中・高校生を対象に、選挙啓発のポスターを募集する。
選挙器材の貸出し	選挙を身近に感じてもらうため、市内の中学校等に、実際の選挙で使用する投票箱や投票用記載台などを貸し出す。
わかもの選挙クロストークの実施	10代から20代の若者に、政治や選挙を身近に感じてもらうため、若者と長崎市議会議員が選挙に関する意見を交換できる場を設ける。
障害者の投票の配慮	障害者の方々を対象に、投票しやすい環境づくり、投票制度の周知及び選挙人の意思表示の重要性の理解を深めるため、模擬選挙を実施する。
明るい選挙推進長崎市協議会主催のスポーツ大会の実施	市老人クラブ連合会と共催し、健康の保持・増進と明るい選挙推進、若い世代の棄権防止の役割を果たすため、スポーツ大会を開催する。

(選挙時)

事業名	事業概要
選挙豆知識の発行による啓発	選挙の情報等を掲載したチラシを作成し、新聞折込や市有施設等への備え置きを行い、啓発を図る。
選挙公報の配布	新聞折込や市有施設等への備え置きを行い、啓発を図る。
看板等による啓発	庁舎や各地域センターなどに看板等を掲示し、投票日や投票所等の周知を図る。
ポスターによる啓発	啓発ポスターを自治会掲示板や市有施設等に掲示し、投票日や投票所等の周知を図る。
S N S 等による啓発	HP や LINE 等を活用し、投票日や投票所等の周知を図る。
防災行政無線による啓発	期日前投票期間及び投票日当日に投票参加を呼びかける。
街頭啓発	浜の町アーケードで、通行人へ選挙啓発を呼びかけながら、啓発物資を配布する。
来場者カードの発行	選挙時、投票所において、選挙に関心を持ってもらうため、カードを発行する。
ハマモニでの啓発動画放映	浜の町に設置してある大型モニターで作成した啓発動画を放映し、投票日の周知を図る。
路面電車での広告掲載	電車への看板広告で投票日の周知を図る。

5 令和7年度からの新たな取り組み

(1) 投票所の完全エアコン化

投票所のエアコン化についてはこれまでも取り組んできており、昨年10月の衆議院議員総選挙時点では投票所154か所のうち、約8割の126か所はエアコンのある施設を投票所としていたところである。

しかしながら、令和7年7月に参議院議員通常選挙が予定されており、厳しい暑さが予想されることから、投票に来られる方をはじめ、選挙に携わる立会人や投票事務従事者の体調を考慮し、エアコンの設置されていない28か所の投票所すべてをエアコンの設置された施設に変更することを目標として、昨年の衆議院議員総選挙後から取り組んできたところである。

今回、今年7月の参議院議員通常選挙の際は、エアコンの設置されていない28か所の投票所すべてについて、エアコンの設置された施設に変更を行うこととしている。

(2) 投票所への移動支援

投票所までの移動が困難な方が投票をする手段には郵便等投票があるものの、対象者が限定されており要介護認定を受けている方にとっては要介護5の方しか利用できない。

そこで、国の郵便等投票の対象とならない方に対する長崎市の支援として、長崎市の選挙人名簿に登録されている方で要介護4の認定を受けている方に自宅から投票所までの往復のタクシー移動費を助成する。

対象者 長崎市の選挙人名簿に登録されている方で要介護4の認定を受けている方

対象経費 自宅から投票所までの往復タクシー利用料金相当額

助成上限額 10,000円

(3) 移動期日前投票所の開設

投票環境の充実を図るため、投票される方にとって、より身近で投票ができる移動期日前投票所を試行的に市内の大学に開設を予定している。

(4) もりまちハートセンターの期日前投票所開設期間の延長

もりまちハートセンターにおいて、開設している期日前投票所について、衆議院議員総選挙では3日間の開設期間であったが、障害者団体が投票所運営の一部を担っていただくことにより、7月の参議院議員通常選挙では6日間の開設を予定している。